

メルボルンにおける高齢者へのケア・サービスと介護サービス

野邊 政雄

筆者はメルボルン大都市圏にあるホワイトホース市で市役所の福祉担当者や教会が運営するナーシング・ホームを訪問し、高齢者へのケア・サービスや介護サービスについての聞き取り調査や資料収集をおこなった。本稿では、その聞き取り調査や収集した資料にもとづいて、同市におけるケア・サービスと介護サービスの現状を紹介した。

Keywords : キメルボルン, 高齢者, ケア・サービス, 介護サービス

1 本稿の目的

筆者は、岡山県にある地方中核都市の岡山市と地方小都市の高梁市で高齢者の暮らしを最近10年ほど調査している。高齢者は体が弱くなるので、子供をはじめとする周囲の人々からしばしば支援を受ける。そこで、高齢者のパーソナル・ネットワーク(=組織している社会関係の総体)やそうした社会関係を利用して入手できるソーシャル・サポート(=社会的支援)を中心に調査をおこなっている。さらに、ここ数年、オーストラリアのメルボルンに住む高齢者の生活を見聞したり、参与観察をおこなったりしている。

オーストラリア連邦政府は、1985年にHAAC(the Home and Community Care Programme)法を制定した。この法律は、高齢者を施設に入れて世話や介護をするのではなく、高齢者をできるだけ住み慣れた自分の家に住み続けさせ、自宅で世話や介護を受けられるようしようとするものである。こうした政策が採用された一つの理由は、高齢者を施設で世話や介護をするよりも在宅のままでそうしたことをするほうが費用がかからないからである(染谷1999)。

在宅の高齢者にとって、親族や友人と存分に交流でき、そうした人々からさまざまなソーシャル・サポートを入手できることはとても大切なことである。だから、在宅の高齢者はどのようなパーソナル・ネットワークを取り結んでおり、その社会関係

を利用してどのようなサポートを入手できるかを明らかにすることはオーストラリアではきわめて重要な研究課題であるといえるだろう。筆者はこうしたことを勘案して、近い将来、メルボルンで高齢者を対象にパーソナル・ネットワークとソーシャル・サポートに関する標本調査をおこなうことを計画している。そして、その結果を日本の高齢者の結果と比較し、国際比較という広い視点から高齢者問題を考察してみたいと考えている。

メルボルンの高齢者を研究する手始めとして、筆者はメルボルン大都市圏にあるホワイトホース市(the City of Whitehorse)で市役所の福祉担当者や教会が運営するナーシング・ホームを訪問し、在宅高齢者へのケア・サービス、要介護高齢者のための施設、在宅の要介護高齢者への介護サービスについての聞き取り調査や資料収集をおこなった。本稿では、その聞き取り調査や収集した資料にもとづいて、高齢者へのケア・サービスや介護サービスを紹介したい。

2 調査地と調査方法

ホワイトホース市は、メルボルンの都心から東へ15キロ・メートルほどのところにある。都心から東に延びる鉄道があり、これに乗れば20分ほどで同市の中心駅であるボックス・ヒル駅に到着する。1996年の国勢調査によれば、同市の人口は134,870人であった。65歳以上の高齢者は20,820人であり、

全人口の15.4%を占める。約10%の高齢者はホテルやナースিং・ホームといった施設に入居して暮らしており、約90%の高齢者は自宅に住んでいる。聞き取り調査や資料収集は、2001年9月におこなった。

3 ケア・サービスと介護サービス

(1) 在宅高齢者へのケア・サービス

アングロ・サクソン系のオーストラリア人の間では、高齢者は子供夫婦と同居することはまれであるけれど、子供夫婦は老親にさまざまな支援をかつてはしていた。ところが、近年では、夫だけでなく妻も就業することが一般化した。数値をあげれば、1996年の国勢調査によれば、メルボルン大都市圏に住む15歳以上の女性の49.63%が就業していた。そのために、子供夫婦は老親をかつてほど支援できなくなった。その結果、子供夫婦に代わって、市役所、宗教団体、慈善団体などによる高齢者へのケア・サービスや介護サービスが以前にもまして求められるようになった。

ホーム・アンド・コミュニティ・ケア (the Home and Community Care) は高齢者と障害者のための地域福祉サービスであり、HACCと略される。これは、連邦政府、州政府、地方自治体が支出する予算と、サービス利用者が支払う利用料で運営されている。連邦政府と州政府が地方自治体に配分する予算額は、それぞれの地方自治体における対象者の人数にもとづいてビクトリア・ハック地域資源平等原則 (the Victoria HACC Regional Resource Equity Formula) によって主に決められる。それぞれの地方自治体は、それぞれの優先順位にしたがってさまざまな地域福祉サービスに予算を割りふる。ちなみに、1999年のホワイトホース市における潜在的な対象者の人数は12,667人と見積もられている。そして、1998/1999年度に連邦政府と州政府からホワイトホース市に配分された予算は7,553,054ドルであったから、対象者1人当たりでは596ドルであった。

高齢者や障害者本人、その家族、医師などから市役所へケア・サービスの申請があると、コミュニティ・サポート・ワーカーが高齢者や障害者の健康度や家族状況などから、ケア・サービスを受ける資格があるかやどの程度のケア・サービスが必要かを決定する。個人的な世話 (personal care) や世話人が休息を取る間の一時的ケア・サービス (respite care) が必要かどうかの判定は、市の訪問看護サービス (the Council Visiting Nursing Service) がおこなう。

ホワイトホース市では、ケア・サービスが必要な

高齢者と障害者を、最も必要度が高い (優先順位が高い) レベル1から最も必要度が低い (優先順位が低い) レベル3まで3段階に分けている。1999年にケアが必要と判定された65歳以上の高齢者と障害者は2,519人いた。つまり、ケア・サービスの対象者として想定されている高齢者や障害者のうちの20%がケア・サービスが必要と判定されているのだ。レベル1の高齢者と障害者は832人 (33%)、レベル2の高齢者と障害者は1,506人 (60%)、レベル3の高齢者と障害者は181人 (7%) であった¹⁾。

市役所はそれぞれのレベルごとにサービスをおこなう時間を決めて、高齢者と障害者に家事サービスや個人的な世話をおこなっている。レベル1の場合、アパートに住む人は家事サービスを週に1時間受けることができ、一軒家に住む人は週に1時間半受けることができる。さらに、レベル1の人は、30分の個人的な世話も週に3回受けることができる。レベル2の場合、アパートに住む人は家事サービスを2週間に1時間受けることができ、一軒家に住む人は2週間に1時間半受けることができる。レベル3の人は、不定期にときどき家事サービスを受けられる。また、3時間にわたる大掃除を年に2回してもらうことができる²⁾。

市役所は、ケア・サービスとして、具体的には次のようなことをおこなっている。家事サービスとして、掃除、洗濯、アイロンかけ、銀行の預貯金の出し入れ、買い物といったことをしている。個人的な世話としては、入浴、身じたく、軽食の準備を手伝ったり、見守ったりすることをしている。世話人の休息のためにケア・サービスが必要と判定したときは、市役所は1週間に3時間ホーム・ヘルパーを派遣している。さらに、健康状態がよくない高齢者や障害者へ、薬の服用の指導、包帯の交換、シャワーによる入浴ができるように、訪問看護師の派遣もおこなっている。それから、市役所は、雨どいの清掃、車椅子用の傾斜路の設置、保安装置や錠前の取り付けといったあまり手間のかからない家屋の修繕も高齢者や障害者におこなっている。

ミールズ・オン・ウィールズ (Meals-on-Wheels) と呼ばれる食事配達サービスもある。ボランティアが、平日に3食を高齢者と障害者の自宅に配達する³⁾。高齢者と障害者は、自宅に食事を配達してもらう代わりに、2つの高齢者センター (Senior Citizen's Centre) で食事を取ることもできる。

市役所は、図書館、ショッピング・センター、高齢者センターなどへの送迎サービスもおこなっている。他の人々との交流を希望する高齢者へは、レクリエーション支援活動として昼食会や日帰り旅行を

催している。

1998/99年度の実績をみると、市役所は52,192時間の家事サービス、26,257時間の個人的な世話、26,058時間の訪問看護師の派遣、4,930時間の家屋の修繕を高齢者と障害者におこなった。ホーム・ヘルパーが休息を取るための一時的ケア・サービスは、25,480時間であった。また、食事配達サービスのために、184,584食を作った。

このように、市役所は高齢者と障害者に家事サービス、家屋の修繕、個人的な世話を1年間に合計で80,000時間以上おこなった。しかし、市役所の予算が限られていることから、市役所はそれぞれのレベルの高齢者や障害者へ提供すると定まっているサービスを現実には規定通りに提供できなかった。優先順位の高い高齢者や障害者へは優先的にケア・サービスをおこなっている。ところが、ケアが必要と判定しても、優先順位の低い高齢者や障害者80人にはまったくケア・サービスを提供していないし、優先順位の低い高齢者や障害者240人へは規定通りにはケア・サービスを提供できなかった。優先順位の低い高齢者や障害者へも規定通りにケア・サービスを提供するには、あと40万オーストラリア・ドルほどが必要とのことであった。

ケア・サービスへの需要が高いので、そのための経費が増加している。市役所は連邦政府と州政府にケア・サービスのための負担額を増やすように要望しているが、連邦政府と州政府は増額には応じていない。その結果、市役所の負担額の割合が増えている。数値をあげると、2年前は、連邦政府と州政府は経費の80%を、市役所は20%を負担していたが、現在では、連邦政府と州政府は経費の66%を、市役所は34%を負担している。

ところで、それぞれの市は財政状況で違いがある。財政的に豊かな市は高齢者と障害者に手厚いケア・サービスをしてあげることができるが、貧しい市はそうにはできない。だから、市役所の担当者によると、高齢者と障害者へのケア・サービスは市によって多少の差があるとのことであった。

高齢者や障害者へのそうしたサービスは、市役所だけが提供しているわけではない。宗教団体や慈善団体もボランティアを組織し、主にそのメンバーを対象に、家事サービス、家屋の修繕、個人的な世話などといったサービスをおこなっている。

(2) 施設での介護

要介護の高齢者や障害者は、ホステルやナーシング・ホームといった施設に入居できる。軽度の要介護高齢者や障害者はホステルに、重度の要介護高齢

者や障害者はナーシング・ホームに入居する。ホワイトホース市の市役所が運営する施設は、1999年10月現在、ホステルに629人を、ナーシング・ホームに752人を収容できる。同市では、ホステルやナーシング・ホームへの入居希望者が多い。とくに、ナーシング・ホームへの入居希望者が多いので、その入居希望を1年ほど受け付けていない。

市役所が運営する施設の外に、宗教団体、慈善団体、民間企業が運営するホステルやナーシング・ホームもある。市役所は、そうした施設についての情報提供をおこなっている。

(3) 在宅高齢者への介護サービス

コミュニティ・ケア・パッケージは、在宅の要介護高齢者にホステルに入所している場合と同じレベルの各種サービスを提供するものである。各種サービスには、個人的な世話、家事サービス、食事の世話、看護、電話による指導、世話人が休息する間の一時的な世話、デイ・センターへの送迎が含まれているが、高齢者の要望にしたがって、サービスの内容は決められる。90人の高齢者が市役所のコミュニティ・ケア・パッケージを受けて、自宅で暮らしている。

市役所の外にも、宗教団体や慈善団体などが連邦政府や州政府からの公的資金を受けてコミュニティ・ケア・パッケージを高齢者に提供している。例えば、ホワイトホース市のユナイティング・チャーチ (Uniting Church)⁴⁾ は、150人にコミュニティ・ケア・パッケージを提供している。

予算の制約から、コミュニティ・ケア・パッケージを与えることができる高齢者の人数は限られている。だから、たとえ在宅の高齢者が要介護状態であっても、コミュニティ・ケア・パッケージを与えられず、十分な介護を受けられないこともある。

4 要約

メルボルンでは、市役所は、在宅の高齢者へさまざまなケア・サービスを提供している。また、要介護高齢者のためにホステルやナーシング・ホームといった入居施設を運営したり、在宅の要介護高齢者へ介護サービスを提供している。さらに、宗教団体や慈善団体なども連邦政府や州政府から公的資金を受けて、そうしたサービスを高齢者へおこなっている。さて、夫婦共働きの家族が増えたことなどから、メルボルンでは成人した子供夫婦は老親をかつてほどには世話をしたり、介護をしたりすることができなくなった。そこで、市役所、宗教団体、慈善団体などによる高齢者に対するケア・サービスや介護サー

ビスへの需要が以前にもまして高くなった。しかし、予算の制約から、高齢者の要望に十分には応えられてはいない。

【注】

- 1) ホワイトホース市役所はケアの必要度によって3段階に分けていたが、区分する段階数は地方自治体によって異なっている。さらに、判定の基準も地方自治体によって相違している。
- 2) ホワイトホース市のケア・サービスと介護サービスについての統計は、同市の周辺にある4市が合同で2000年4月に作成した次の報告書によっている。*A Forward Looking Strategy for Aged Care Services in Central East Melbourne. Document 2: Background Report. A Joint Project*

of the Cities of Whitehorse, Boroondara, Manningham and Monash.

- 3) 市役所の担当者によれば、夫婦共働きの家族が増えたので、食事配達のボランティアを集めるのが最近ではむずかしくなっているという。さらに、ボランティアをする若者が少なくなったので、ボランティアの年齢が高くなったそう。
- 4) ユナイティング・チャーチは、アングリカン（英国国教会）系ではないプロテスタント系キリスト教の3宗派（Congregationalist派, Methodist派, Presbyterian派）が連合した教会で、オーストラリア独自の教会である。

【引用文献】

染谷倭子. 1999. 『オーストラリアの高齢者福祉』 中央法規出版.